

安全サポート訪問活動等について

- ◆ 過去に複数回交通事故を起こした65歳以上の高齢者に対して、警察官が個別に面接を実施し、今後交通事故の当事者とならないように、交通事故の実態、安全な交通に必要な知識及び交通ルール等を教示し、交通安全指導等を行います。

1 安全サポート訪問活動開始日

平成28年7月1日（金）から

2 安全サポート対象者

交通事故を起こした65歳以上の高齢者のうち、過去5年の交通事故を確認し、合わせて3回以上交通事故を起こしていた方

3 安全サポート活動

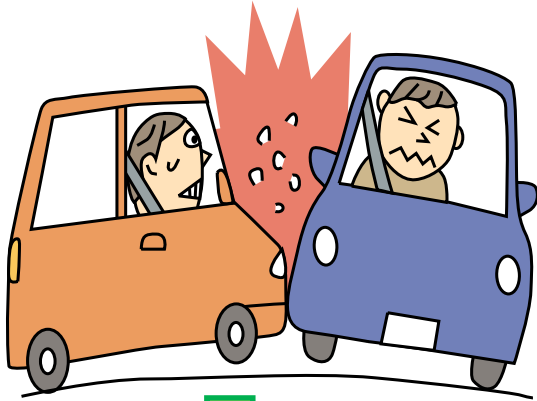
- (1) 交通事故の事情聴取等の際に、交通安全指導等を行います。
- (2) 事情聴取等がない場合は、対象者宅を訪問し、交通安全指導等を行います。

4 高齢者自身の運転映像を元にした交通安全指導

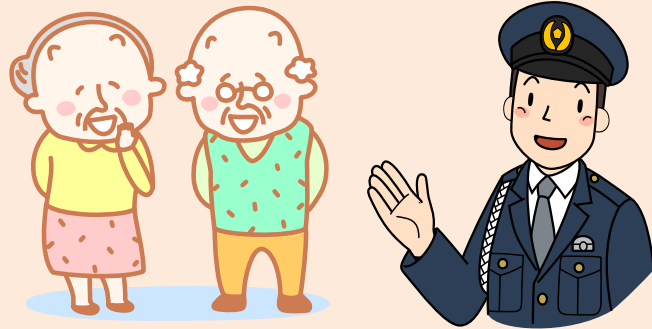
対象者本人やご家族の希望により、ドライブレコーダーを一定期間貸出し、映像を元に交通安全指導を実施します。

過去に複数回交通事故を起こした65歳以上の高齢者に対する交通安全指導

65歳以上の高齢者
交通事故発生
(物件・人身)



高齢者宅の直接訪問活動
～安全サポート訪問活動～



交通事故防止のための
交通安全指導

- ・ 県内の交通事故情勢
- ・ 高齢者の交通事故の特徴の教示
- ・ 本人の交通事故に応じた事故防止のアドバイス
- ・ 希望者にはドライブレコーダーを貸出し、映像を元に交通安全指導を実施



今回の事故と
過去5年間で
起こした事故
を合わせて3
回以上交通事
故を起こした
場合



後日、事情聴取
等がない
場合



後日、事情聴取等が
ある場合は、
その時に



安全サポート活動

安全・安心な
ドライブ・ライフの実現

